504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

1. 特例を設ける趣旨

外国人研究者等海外からの頭脳流入の拡大により経済活性化を図る地域において、当該地域における特定事業等に係る外国人の受入れにあたり、当該外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理する措置を講じることにより、当該地域における高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

特区において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に 従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請等 の入国・在留に係る申請について、審査を担当する地方入国管理局において特 に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する措置を 講じるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

● 「特例措置の内容」について

特区計画において明示された特定事業又はその関連事業の遂行に必要な 業務に従事する外国人及びその家族について、入国・在留諸申請(在留資 格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在 留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請)を受け付ける窓口を設け、 他の案件と区別して迅速に処理する措置を講じるものです。

● 「他の特定事業と併せて実施されること」について

本事業は、他の特定事業を促進するための従属的事業であることから、単独で行うことはできず、主となる他の特定事業と併せて実施されることが必要です。よって、主となる特定事業が全国展開等により消滅した場合には、その措置が実施された日(全国展開の場合は、全国展開に必要な法令等の施行日)をもって、本事業は適用されないこととなります。

主となる他の特定事業とは、外国人の受入れに係る特定事業(例えば、501~503、506等)に限られませんが、本事業や505のような、他の特定事業を促進するための従属的事業を、主となる特定事業として位置付けて本事業を適用することはできません。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点 当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4. 特定事業の内容」の欄に、外国人が活動する公私の機関及び施設の概要を明らかにする情報並びに外国人の活動の内容を明示すること。
- ・ 特区計画の「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業に関連する事業」に、当該関連事業の内容、実施主体、開始の時期、特定事業との関連性及び当該関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人の範囲を明示すること。
- 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類特になし

505 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

1. 特例を設ける趣旨

構造改革特別区域内における特定事業又はその関連事業における我が国への貢献がある外国人について、永住許可の要件緩和の特例措置を講ずることにより、かかる外国人の長期在留を促進し、これによって地域の活性化等に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、 永住許可の要件について、求められる在留実績が10年以上から5年以上に短 縮されているところ、特区の特定事業又はその関連事業に係る外国人で当該事 業において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績を3年以上 に短縮する措置を講じるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

● 「特例措置の内容」の「我が国への貢献」について

永住者の在留資格は在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、永住許可については特に慎重な審査を行う必要があるところですが、特定事業に係る活動を通じて地域社会の活性化に貢献する等、対象となる外国人が日本社会に永住することが日本国にとって有益であるかどうかという観点から、個々の申請について判断することとなります。

● 「他の特定事業と併せて実施されること」について

本事業は、他の特定事業を促進するための従属的事業であることから、単独で行うことはできず、主となる他の特定事業と併せて実施されることが必要です。よって、主となる特定事業が全国展開等により消滅した場合には、その措置が実施された日(全国展開の場合は、全国展開に必要な法令等の施行日)をもって、本事業は適用されないこととなります。

主となる他の特定事業とは、外国人の受入れに係る特定事業(例えば、501~503、506等)に限られませんが、本事業や504のような、他の特定事業を促進するための従属的事業を、主となる特定事業として位置付けて本事業を適用することはできません。

4. 特区計画及び添付図書に特記すべき事項

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、外国人が活動する公私の

機関及び施設の概要を明らかにする情報並びに外国人の活動の内容を明示すること。

- ・ 特区計画の「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業に関連する事業」に、当該関連事業の内容、実施主体、開始の時期、特定事業との関連性及び当該関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人の範囲を明示すること。
- 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類特になし

506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業

1. 特例を設ける趣旨

特定の地域においては、特定の産業について、中小企業等が当該産業に係る技術保有の主体となっている場合があるため、中小企業等が外国人研修生の受入れ機関となる場合の受入れ要件につき特例措置を設けることにより、発展途上国等の人材の育成の促進に資することを目的とするものです。

2. 特例の概要

研修生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該業種が当該地域における主な産業である地域において、当該業種に関する研修生派遣国との間の密接な経済交流、受入れ機関(企業、公益法人等)の特定、当該受入れ機関における適正な研修の実施の実績、当該地域の雇用状況への配慮、研修生の帰国後の就業状況の確認等を前提に、受入れ人数枠を拡大する特例措置を講ずるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

● 1の「外国人に対する研修が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められているものに限る」について

法務省入国管理局が作成する「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(以下、「指針」という。)の「第5 不正行為」に掲げる不正行為及び不正行為に準ずる行為(以下、「不正行為等」という。)がないことや、直近の3年間に研修生又は技能実習生(以下、「研修生等」という。)が失踪若しくは不法残留した事例がないことを意味しています。

なお、上記「不正行為等」の類型、具体的な事例等については、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を参考にして下さい。

(http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/index.html)

● 1 (1)の「研修生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業 所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が、当該地域の主たる産業で あること」について

「相当程度」の「集積」とは、当該業種の事業所が集まり、それにより 当該産業に係る産業エリアを形成していることが認められるような状況を 想定しています。

1 (4) について

全国及び当該特区が属する都道府県の有効求人倍率と当該特区を管轄するハローワークの有効求人倍率の両者の比較により判断します。なお、当該特区が複数の地方公共団体に及ぶ場合であって、当該特区が複数のハローワークの管轄に属する場合は、当該ハローワークの有効求人倍率の平均によって下さい。

● 2について

「外国人研修生を受入れようとする機関」には、第1次及び第2次受入 れ機関の双方を含みます。

本特例措置の適用対象となる研修生受入れ機関は、1の「外国人に対する研修が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められているもの」に限られていることから、当該機関を特定する場合には、地方公共団体において十分に研修の実施状況等(過去3年間の研修実施状況を含む。)を調査、確認し特定する必要があります。

なお、地方公共団体は、特定された受入れ機関(以下、「特定機関」という。)に対して、地方入国管理官署等関係機関(注)と連携して特定機関の 運用状況を把握し、その結果、特定機関において不正行為等が判明した場合、地方公共団体は、直ちに、当該事例の詳細を把握して地方入国管理官 署等関係機関及び構造改革特区担当室に報告し、できる限り速やかに、特定の対象から除く等の必要な措置を講じることが必要になります。

- ※ 詳細については、「「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業」の適正 な実施について」(平成19年7月10日付法務省入国管理局入国管理企画 官室事務連絡)を参照下さい。
 - (注)「地方入国管理官署等関係機関」とは、地方入国管理官署のほか、労働 基準監督署、警察署といった関係機関を指します。
- 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点 当該特例について、特区計画に記載すべき事項は次のとおりです。
 - 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、
 - ①特定機関及び施設に関する情報(名称、所在地のほか受入れ機関の概要)
 - ②特定機関、地方入国管理官署等関係機関などとの間の連絡体制 具体的には、
 - ・特定機関に係る運用状況を把握する取組
 - 特定機関において不正行為等や研修生等の失踪若しくは不法残留事案

が発生したことが判明した場合、直ちに、当該事例の詳細を把握して地方入国管理官署等関係機関及び構造改革特区担当室に報告するための体制 など

③本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について、 特定機関に対して、周知徹底を図る取組

を具体的に明示すること。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、基本方針別表 1の1.(1)から(4)に該当することを判断した根拠を示す内容を明 記すること。
- 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類特になし。

5 1 0 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

1. 特例を設ける趣旨

官民協働の運営や地域との共生を図ることにより、「国民に理解され、支えられる刑務所」を目指すこととしておりますが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律には、民間委託を可能とするための根拠規定等が設けられていないことから、施設の警備や被収容者の処遇の一部等の事務を民間に委託することができません。

そこで、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例措置を設け、刑事施設の事務の民間委託を推進することにより官民協働の運営を実現するとともに、地方公共団体においても、刑事施設の業務が大幅に民間委託されることにより、構造改革特別区域における新たな雇用が生み出される機会が増えるなど、地域の活性化にもつながることが期待できるものです。

2. 特例の概要

本措置は、施設の警備や職業訓練などの被収容者の処遇の一部を、一定の要件 を満たす民間事業者に委託することを可能とするとともに、守秘義務、みなし公 務員規定、監督規定など、事務を円滑かつ適正に実施するための所要の規定を設 けるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1)「関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し」とは、刑務官に代わり、武器や戒具を使用する権限を有さない民間職員によって施設の警備や被収容者の処遇などの業務が行われることにより、施設の規律秩序の維持に支障を生ずるリスクが高まり、ひいては地域の公共の安全に支障を生ずるおそれがあるところ、特例措置を講ずるに当たって、その支障を除去するために、地域の公共の安全の確保に責務を有する関係機関や周辺住民等の理解と協力が不可欠と考えたものです。
- (2)「将来にわたるその安定的な運営」とは、"迷惑施設"である刑事施設においては、改築等に際しての移転問題が付きものであり、構造改革特区制度を活用することで、地域の役割を制度として位置付けることは、将来にわたり安定的な運営を確保する上で極めて有益であることから、これを要件とする趣旨です。
- (3) 「構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する」としたのは、地方公共団体が、不適正な事業者等を把握し、適切な情報提供等の協力が期

待できるよう、受託者の範囲を限定したものです。

区域内に事務所又は事業所が所在する法人に限って、業務が委託されることとなれば、①地域の経済活動が活性化するとともに、②新たな雇用が生み出される機会が増えるなど、地域経済の活性化にもつながることが期待されるほか、地方公共団体にとっては、受託者に対する地方税の課税主体となることから、法人住民税、事業税などの税収入が増加することが期待されます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例特区計画及び添付書類の記載に当たっては、以下の事項に留意願います。

- (1) 当該特区内に、地域の公共の安全の確保に責務を有する関係機関及び 関係団体との緊密な連携が確保されていることや、周辺住民等の理解と協 力が得られているなど、刑事施設の運営に民間事業者が参画しても事務の 適正な遂行に支障を及ぼすことがないことがわかるように記載すること。
- (2) 原則として、本特例措置の適用を受けることを想定している事業者について、①法人名及び所在地、②委託を受けて行おうとしている事務の範囲について記載すること。ただし、①が特定していないが、将来特定される見込みが高い場合には、主体を特定するためのスケジュールなどを記載すること(なお、その際の主体の記載例としては、「当該入札手続の落札者(〇〇年〇月決定見込み)によって設立された特別目的会社」など。)。
- 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類 特になし

511・929 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業

1. 特例を設ける趣旨

刑事施設には、被収容者への医療を提供するために病院等を設けていますが、 医師の確保については、常勤の医師はもとより、非常勤の医師についても、そ の採用が困難な状況です。

そこで、病院等の管理を公的医療機関開設者等に委託することを可能とすることにより、被収容者に対する医療体制の充実を図るとともに、病院等に診療設備を地域住民への医療を提供するために利用することを可能にすることにより、地域医療が充実し、地域の活性化が図られることが期待できるものです。

2. 特例の概要

国が刑事施設内に設置した病院等の管理を公的医療機関開設者等に委託するとともに、地域住民に対する医療を提供するため、当該公的医療機関開設者等が刑事施設内の診療設備等の利用を可能とするための所要の規定を設けるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1)受託者を「公的医療機関開設者等」と限定したのは、公的医療機関は、 公的な性格が強く、医療機関を安定的に経営することができる基盤を有す るためであり、このような医療機関に限り、被収容者への医療の提供を委 託し、更にその場合に限って、被収容者への医療の提供に支障のない範囲 で、地域住民への医療サービス提供のために診療設備等の利用を認めるも のであれば、刑事施設の適正な運営に支障を生じるおそれは少ないと考え たためです。
- (2)「被収容者の診療に支障のない範囲内で」とは、刑事施設内の病院等は、本来、当該施設に拘禁されている被収容者に対して適切な医療を提供することを目的とするものであり、診療設備等の地域医療のための利用はこれに支障のない範囲とする必要があることから、その旨の限定を付すものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例特区計画及び添付書類の記載に当たっては、以下の事項に留意願います。

- (1) 管理を受託する公的医療機関開設者等については、その名称、刑事施設に配置する医師等の数及び対応可能な診療科目を記載すること。
- (2) 刑事施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させる

場合には、原則として、診療科目及び診療時間を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類 特になし

5 1 2 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

1. 特例を設ける趣旨

外国企業の職員が支店等の開設準備を行う場合の受入れ要件について特例 措置を設けることにより、外国からの投資拡大による地域経済の活性化を図 ることを目的とするものです。

2. 特例の概要

外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化が 見込まれる地域において、外国企業に対し、地方公共団体が助成の対象とし て特定の施設を指定し又は地方公共団体等がその賃借している施設を転貸し、 当該外国企業が、当該施設を事業所として使用する場合には、本邦における 事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格 に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職 員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

● 1の「当該外国人が稼働する外国企業に対し地方公共団体が助成の対象 として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設」について

地方公共団体等とは、地方公共団体及び第三セクター(地方公共団体の 出資の比率が2分の1以上の商法・民法法人に限る。)を指します。

また、地方公共団体等が転貸するとは、地方公共団体等が賃借している施設を更に外国企業へ賃貸する場合を指します。

1 (1) について

「地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める」とは、地方公共団体が、外国企業に対し外国企業の日本における事業計画(支店等開設のための計画)の提出を求め、当該事業の実施が確実であり、かつ、特区の目的に資することを認定することを指します。

したがって、外国企業に対し地方公共団体以外の機関(第三セクター)が施設を転貸する場合であっても、地方公共団体において、当該事業の実施が確実であることを認定する必要があります。

また、「・・・その事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置」とは、特区内において、地方公共団体が、外国企業に対し助成の対象として指定し又は転貸借により提供する施設を確保し、広報誌等を通じて助成又は事業所の提供を希望する外国企業を募集し、当該企業から事業計画及び3に定める【要件】に応じて必要となる証明書類・資料等の提出を求め、特区内において当該外国企業が活動を行うことが産業の発展に資すること等を認定した上で事業所の提供を行うことを指します。

1 (2) について

「相当程度」の「集積」とは、投資活動を行う外国企業が集まり、それ により、投資促進地域として認められるような状況を想定したものです。

● 1 (3) について

特区内の経済状況等を踏まえ個別に判断することになると考えられますが、基本的には、法の目的である地域の活性化に資する程度の「産業の発展」が見込まれれば足ります。

● 3の【要件】③について

「事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置」とは、 予定していた施設に入居しなかった場合や抵当権の実行等により施設を 使用することができなくなった場合に備え、地方公共団体が事業所とし て使用できる施設を別途確保しておく等の措置を指します。

● 3の【要件】④について

「地方公共団体から・・・報告を行うこと。」とは、当該外国人の入国後、 地方公共団体が速やかに事業所に赴いて事業の開始を確認し、その結果 を書面にて地方入国管理局に報告することを求めるものです。

● 3の【要件】⑤について

「当該期間内に事業を開始しない場合は・・・帰国を求めること」と定めているのは、在留資格に該当する活動を3か月以上行っていない場合には、出入国管理及び難民認定法第22条の4に定める在留資格の取消しの対象となることから、地方公共団体においても、当該外国人の実態につき把握した上で、事業を開始しない場合には可及的速やかに地方入国管理局へ報告するとともに帰国についての協力を行うこととしたもので

- なお、当該特例措置の認定申請に当たっては、3の【要件】③~⑥以外の要件に該当していることが必要となります。
- 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点 当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。
 - (1)地方公共団体が助成の対象として施設を指定する場合は、特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当該助成に関する情報(名称、目的、助成金交付の有無(交付される場合には、その概要。)、期間、対象企業の募集・認定方法、指定される施設の概要、施設の提供を受ける主体(外国企業)の名称、所在地及び概要、事業が開始されなかった場合の措置)を特定し明示すること。
 - (2) 地方公共団体等が転貸借により施設を提供する場合は、特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当該転貸借に関する情報(施設の所有者の名称及び住所、転貸する主体(地方公共団体等)及び施設の提供を受ける主体(外国企業)の名称、所在地及び概要、転貸される施設の概要、事業が開始されなかった場合の措置)を特定し明示すること。
 - (3) 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、1 (1) から (3) 及びそれぞれの場合に応じた3の【要件】に該当すると判断 した根拠を示す内容を要件ごとに明記すること。
 - (4)上記(1)及び(2)において施設の提供を受ける主体が特定されていない場合には、当該特例措置を受けることを希望している外国企業が存在し、当該外国企業が地方公共団体と調整等を行っていることを明記すること。
- 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
 - 特になし